

武雄市に住みたい方、帰ってきたい方にお知らせします

武雄市で暮らそう!

奨学金の返還を助成します!

武雄市若者定住促進奨学金返還補助金

武雄市では、定住促進を図るため、武雄市に転入した方を対象に、大学・短大在籍中に借り入れた奨学金の返済の一部を補助します。



卒業後に武雄市に住みたい、武雄市に帰ってきたい方、子どもさんに帰ってきてほしいと考えている保護者の方は、ぜひご検討ください。

また、武雄市に住んで3年未満(平成27年10月から平成30年9月までの間に転入)の方で、定住の意思がある方にも、補助があります。

あなたも武雄市に住んでみませんか!

① 平成30年10月以降に武雄市に転入される方

1. 応募要件

大学・短大等(※注1)の在籍時に奨学金の貸与を受けた方で、下記の条件を満たす必要があります。

① 武雄市に定住する意思がある方で本市に住民票を移される方(※注2)

② 申請年度末日時点で満30歳未満の方

③ 正規雇用者、起業者、一次産業従事者であること(公務員は除きます)

※注1) 大学・短大等: 大学(大学院・短期大学を含む)、高等専門学校(第4学年以上に在学した者のみ)又は専修学校(専門課程のみ)

※注2) 住民票の異動を行わずに大学・短大等に進学し、武雄市外に居住していた方も対象になります。申請時に、その旨を証明する書類を提出する必要があります。

2. 補助金額 奨学金返還月額(月額相当)の1/2(千円未満切捨、上限月額1万円)

3. 対象期間 最大36月

4. 対象となる奨学金 (1) 日本学生支援機構 第一種及び第二種奨学金
(2) その他の奨学金(教育ローンは除きます)

5. 募集人員 15人程度(①②あわせて)

詳しくはホームページで!!

6. 受付開始 平成30年9月3日(月)より

※平成31年3月に卒業予定の方の受付は、平成31年4月から行います。

(裏面につづきます)

② 平成30年9月以前に武雄市に転入され、定住する意思のある方（平成27年10月から平成30年9月の間に転入された方）

1. 応募要件

①の応募要件に、下記の収入要件が加わります。

前年の給与収入金額が325万円以下、かつ同一世帯の前年の合計収入金額が700万円以下であること。

2. 補助金額 奨学金返還月額（月額相当）の1/2（千円未満切捨、上限月額1万円）

3. 対象期間 武雄市に転入された日によって、交付対象期間が異なります。

住民基本台帳に記載された日	補助金の交付対象期間
平成29年10月から平成30年9月までの間	最大30月
平成28年10月から平成29年9月までの間	最大24月
平成27年10月から平成28年9月までの間	最大12月

「4. 対象となる奨学金」、「5. 募集人員」、「6. 受付期間」は表面の①と同じです。

その他（交付の条件）①②共通

補助金の交付の条件として、同種の補助を受けないことのほか地域イベントへ年1回以上参加していただきます。例えば、地域の清掃作業や地元のまつり、地域の行事等への積極的な参加をお願いします。



【申し込み方法】①②共通

■ 申し込みに必要な書類

- ① 申請書・同意書（ホームページより様式をダウンロードして下さい）
- ② 奨学金貸与証明書の写し
- ③ 奨学金の返還計画（貸与機関から送付された資料の写し）
- ④ 就労証明書 ⑤ 大学・短大等の卒業証明書
- ⑥ その他必要な書類（ホームページ参照）

【申請の手順】①②共通

- ① 申請書類を、武雄市役所 ども教育部教育総務課へ提出
- ② 選考⇒交付決定通知書の送付
- ③ 年度末（3月）に実績報告書を事務局へ提出
- ④ 補助金確定⇒補助金の支払（3月末～4月）となります。

〔問い合わせ〕武雄市役所 ども教育部 教育総務課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 電話(0954)23-5170

ホームページアドレス <https://www.city.takeo.lg.jp/kyouiku/post-125.html>